

裁判官認印

裁判官認印

令和2年特(わ)第858号等

打合せメモ (第5回)

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社
	大 川 原 正 明
	相 嶋 静 夫
	島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反， 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 3 年 3 月 4 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 官	赤 瀬 柚 紀
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	加 藤 和 宏
弁 護 人	小 林 貴 樹 (主任)
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

1 争点の整理等に関する事項について

渡邊裁判官

期日間の進行として、検察官から証明予定事実記載書4、弁護人から令和3年1月29日付け証拠意見書が提出された。また双方から、

請求予定証人の一覧が提出されている。

検察官が請求を予定している証人について、弁護側が調書の一部を同意することにより立証が代替できないかなども含めて、証人請求の人数や時間を減らすことができるかを双方とも検討していただきたい。

検察官及び弁護人ら

承知した。

渡邊裁判官

現時点で請求されている書証のうち、証拠意見が明らかになっていないものについては、双方とも3月23日までに意見を明らかにしていただきたい。

検察官は、請求予定証人について、証人請求書を提出していただきたい。

検察官及び弁護人ら

書証に対する証拠意見は、3月23日までに明らかにする。

検察官

証人請求書は、遅くとも3月30日までには提出するよう努力する。

弁護人ら

人証に対する証拠意見も、検察官からの証人請求書を受領後、早期に明らかにできるよう準備を進めておく。

2 被告人相嶋の死亡について

弁護人ら

被告人相嶋静夫が、2月に亡くなった。

検察官

その事実はまだ把握していない。こちらで除籍謄本を取り寄せるなどの調査をして、必要な手続をとる。

渡邊裁判官

承知した。検察官で手続を進めていただきたい。

次回打合せ期日

令和3年3月30日 午後2時30分

令和3年3月8日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 夫